

厚生労働大臣談話

平成26年10月21日

大阪泉南アスベスト訴訟（第1陣・第2陣）については、去る10月9日、最高裁判所において、国に規制権限の不行使の違法があったことを認める判決が言い渡されました。

本件については、今後、次の方針によることとし、速やかに対応することといたします。

- ① 大阪高等裁判所に審理が差し戻された第1陣訴訟の審理の開始を待つことなく、最高裁判所の判決で国の責任が認められた第1陣訴訟・第2陣訴訟の原告の方々と面会し、お詫びいたします。
 - ② 大阪高等裁判所に審理が差し戻された第1陣訴訟については、審理を担当する裁判体が具体的に決まった段階で、速やかに裁判所に対し、第2陣訴訟の最高裁判所の判決と同等の基準額による損害賠償を審理が差し戻された28名の原告の方々にお支払いする旨の和解を申し入れることといたします。
- 併せて、裁判所に対しては、早期の審理の開始について、要請することといたします。
- ③ 第1陣訴訟・第2陣訴訟で国の責任が認められた原告の方々と同様の状況にあった石綿工場の元労働者の方々についても、第1陣訴訟・第2陣訴訟の最高裁判所の判決に照らして、訴訟上の和解の途を探ることといたします。